

## 教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の 告示について

### 1 目的

平成30年4月1日付け教育庁等組織改正及び平成26年6月20日付け「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」の改正に伴い、「教育行政に関する相談に関する事務を行う職員（平成14年1月11日宮崎県教育委員会告示第1号）」を廃止し、別紙のとおり新たに定める。

### 2 内容

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の「第19条第8項」を「第18条第8項」に改める。
- (2) 「教育庁総務課」を「教育庁教育政策課」に改める。